

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年10月29日

近畿地方整備局

和歌山河川国道事務所長 桑島偉倫

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、紀の川大堰制水ゲート開閉装置について、平成16年度から平成18年度に「紀の川大堰維持管理検討委員会」を設置しゲート設備の信頼性を高めつつ、より合理的な維持管理手法の検討を実施してきた。今年度はこれらの手法の総まとめとして予備ゲートを設置し、ゲート設備の総合診断を行い「紀の川大堰ゲート設備維持管理要領」を作成するものである。

本業務の実施に当たっては紀の川大堰の構造ならびに新たに作成した紀の川大堰ゲート設備維持管理要領に熟知し大堰ゲートの総合診断を適切に実施できる能力が必要であることから、これらの要件を備える（社）日本建設機械化協会（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1)業務名 平成19年度紀の川大堰設備維持管理検討業務

(2)業務内容

1)平成17年度に作成した点検整備要領の評価・改善

- ①定期点検時の立会い
- ②点検結果の収集
- ③施工業者へのヒヤリング
- ④問題点・課題の抽出
- ⑤上記をもとに点検整備要領の改善を行う。

2)ゲート設備の総合診断

- ①運転データの評価
- ②全閉全開状態時の設備状態把握と評価
- ③設備管理指針策定のための実態把握

3)設備管理指針（案）策定

- ①点検整備要領（案）の検討
- ②設備管理指針（案）の策定
- ③LCC算定のための基礎データの蓄積

4)検討委員会・ワーキング・グループの開催

(3) 履行期限 平成20年3月10日

3. 業務目的

平成17年度に作成した点検整備要領に基づき今年度行う定期点検実施結果や予備ゲートを制水ゲート1門に設置し行う扉体の全開閉操作点検結果より機械設備の総合診断を行い、設備の評価指標・判断基準を明確にして紀の川大堰の維持管理要領を作成し維持管理の合理化を図るものである。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

ダム・堰機械設備に関する、維持管理検討及び信頼性検討などの豊富な経験を有すると共に紀の川大堰の構造ならびに新たに作成した紀の川大堰ゲート設備維持管理要領を踏まえて、大堰ゲートの総合診断を適切に実施できる能力を有すること。

3) 業務執行体制に関する要件

① ダム・堰機械設備に関する設計・製作・据付及び点検整備業務に精通した担当者を配置できること。

② 業務執行に際し、幅広い視点かつ専門的見地から指導・助言を得るために専門家および学識経験者から構成される「紀の川大堰維持管理検討委員会」を開催できる体制がとれること。

4) 業務実績に関する要件

下記に示される同種業務について、1件以上の受注実績を有している者。

・ 同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国、地方公共団体、水資源機構、電気事業者が発注したダム・堰機械設備に関する、維持管理検討業務または信頼性検討業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

① 配置予定管理技術者

・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士（総合技術監理部門：建設部門に関する科目に限る）有する者。

イ) 技術士（建設部門、機械部門、電気電子部門）有する者。ただし、平成13年度以降の合格者の場合には、5年以上の実務経験を有し、かつ上記部門に5年以上従事している者。

ウ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で技術士（建設部門、機械部門、電気電子部門）の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。

エ) 国土交通省又は地方公共団体において指導・管理の職にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管

理を2年以上経験した者。

オ) 国土交通大臣認定者（建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定された者。なお、外国資格を有する技術者（わが国及び WTO 政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）についても、建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定を受けている必要がある。）

・業務実績

配置予定管理技術者は、下記に示される同種業務について、1件以上の受注実績を有している者。

同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した国、地方公共団体、水資源機構、電気事業者が発注したダム・堰機械設備に関する、維持管理検討業務または信頼性検討業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒640-8272 和歌山県和歌山市砂山南3-1-15

国土交通省近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 経理課契約係

TEL：073-402-0261（経理課直通） FAX：073-436-3658

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

平成19年10月29日から平成19年11月7日まで

（土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで）

② 交付場所

(1)に同じ。

③ 交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

平成19年11月8日16時00分

② 提出場所

(1)に同じ。

③ 提出方法

持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年12月3日 16：00

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。